

一般社団法人日本ライオンズ・アラート委員会

緊急アラート災害支援運営規則(案)

2020-2021Ver.1.1

【第 1 章】

i 総 則

第 1 条 【モットー】

We Serve~我々は奉仕する ~できない理由は語らない~

第 2 条 【目 的】

- (1) 災害発生時に迅速な被災者支援を効率的かつ組織的に行う。
- (2) 災害に備え研修プログラムを考案・実践することにより、緊急時に迅速かつ的確な支援を実践できるようにする。

第 3 条 【用語の定義】

この規程において用いる用語の定義を次のように定める。

- (1) 災害とは、その要因(素因や原因など)が自然的なものであれ人為的なものであれ、人間および地域社会に於いて、なんらかの破壊力が加わって人命が失われたり、社会的財産等が失われることによって、それまでに構築されてきた社会的均衡が崩れることをいう。
- (2) 被災者とは、災害の被害を被った者をいう。
- (3) 支援金と義援金の違いに付いて、まず支援金は災害発生時に後方支援も含む初動活動に於いて、必要になるお金を緊急に支援する資金で、被災者にとっては誠にありがたい、とても助かります。「お金がないから、十分な量の物資を購入できない」といった事態を防ぐことができます。迅速に支援するため「支援金」を集う方法が望ましい。それに引き換え義援金は、特定の地域や人たちにではなく、被災者に平等に行き渡ることが求められます。それゆえ被災者に配分されるまでには、しばらく時間がかかります。義援金は復旧・復興支援・お見舞い金といった位置づけに成ります。
- (4) 災害支援物資とは、明らかに被災地域で必要とされるすべての物品(嗜好品は除く)
- (5) 対象とする災害は原則は国内を優先するが、東日本大震災において諸外国から多くの支援を受けた経緯を鑑み、国外においても理事会で必要と認めた場合支援対象とする。

ii 組 織

第 4 条 【組 織】

別表1. 組織表を参照

iii 役 員 及 び 職 責

第5条【アラート委員長】

第1条の目的を推進するため、被災者支援全般を統括するとともに、パートナー組織などとも連携し常に災害に備える活動も統括する。

第6条【アラート委員】

アラート委員長と密に連絡をとり、複合地区内の被災者支援事業全般を統括するとともに、地域パートナー組織などと連携し、常に災害に備える活動を複合地区内において統括する。

第7条【アドバイザー】

迅速かつ適正な支援が実行されるよう広い視野からアラート委員会に助言する。

第8条【エリア統括リーダー】

東及び西日本の各地域の班長及び副班長を統括するとともに、時に連携して支援の調査・実行・報告・情報共有を実践して迅速かつ適正な支援を管理・調整する。

第9条【班長・副班長】

各複合地区内において、アラート委員会の構築した枠組みのもとで、迅速に被災地域現地視察を行い、情報の収集および共有に努める。また災害支援の速やかな実行と物資受入れなどの各種調整を行う。

2. 日頃より災害に備える準備や所属地区等においてアラート関連の啓蒙活動を行う。

iii 選 任 及 び 任 期

第10条【アラート委員長】

一般社団法人 日本ライオンズ(以下社団という)理事長の推薦により理事の中から理事会において選出決議する。任期は原則7月1日に始まり6月30日に終わる1年任期とする。

第11条【アラート委員】

原則として330～337 各複合地区ガバナー協議会議長が、複合地区のアラート委員長を指名推薦し、社団の理事長が任命する。任期は原則7月1日に始まり6月30日に終わる1年任期とする。ただし3期を上限とし再任は妨げない。

第12条【アドバイザー】

原則として、任意の役職として社団の理事経験者より社団の理事長が任命する。任期は原則7月1日に始まり6月30日に終わる1年任期とする。ただし3期を上限とし再任は妨げない。

第13条【エリア統括リーダー】

原則として、東及び西の各エリアより1名を社団の理事長が任命する。
任期は原則7月1日に始まり6月30日に終わる1年任期とする。
ただし3期を上限とし再任は妨げない。

第14条【班長・副班長】

(班 長) 原則として330～337各複合地区ガバナー協議会議長が担当統括リーダーと相談して指名推薦し、社団の理事長が任命する。任期は原則7月1日に始まり6月30日に終わる1年任期とする。ただし3期を上限とし再任は妨げない。

2.(副班長) 原則として330～337各複合地区ガバナー協議会議長が複合地区内各準地区ガバナーと協議の上、各準地区より1名(班長選出の準地区は除く)を、担当エリア統括リーダーと相談して指名推薦し、社団の理事長が任命する。任期は原則7月1日に始まり6月30日に終わる1年任期とする。ただし3期を上限とし再任は妨げない。

iii 会 議 等

第15条【アラート全体会議】

構成員は次の通りとする。理事長、副理事長、専務理事、事務総長、委員長、委員、アドバイザー、エリア統括リーダー、班長、副班長及び委員長が認めるもの。
(委員長の要請によりにより招集される。)

第16条【アラート委員会】

構成員は次の通りとする。委員長、委員、アドバイザー、エリア統括リーダー及び委員長が認めるもの。
(委員長の要請によりにより招集される。)

第17条【アラート班長会議】

委員長、委員、アドバイザー、エリア統括リーダー、班長、副班長及び委員長が認めるもの。
(委員長の要請によりにより招集される。)

第18条【アラート運営会議】

構成員は次の通りとする。委員長、アドバイザー、エリア統括リーダー及び委員長が認めるもの。
(委員長の要請によりにより招集される。)

第19条【全国アラートフォーラム】

アラート活動への理解を深め、迅速かつ的確な被災地支援体制を構築するため、すべてのライオンズ会員とアラート関係者などを対象に330～337各複合地区輪番で東エリアと西エリア交互に年1回、2月ごろを目途に開催する。

第 20 条【被災地支援対策本部会議】

被災地支援対策本部と被災現地関係者で構成される。

(被災者支援対策本部が被災地ガバナー、委員長と相談して招集する。)

【 第 2 章 】

i 災 害 支 援

第 21 条【被災地支援本部】

委員長は災害発生時あらゆる手段を講じて被災状況をいち早く掌握し、必要と認めた場合は、理事長と相談して、災害発生後7日を目途に、被災地支援対策本部を設置する。

2.委員長は被災地支援対策本部長(以下本部長という)を現地責任者として任命する。

3.同時に被災現地の複合地区及び準地区及びクラブなどと相談して部会員を任命する。

第 22 条【初 動 対 応】

被災地支援に係るすべてのアラート関係者は、委員長又は被災地支援本部との協議を経て被災地支援及び支援の枠組みを構築する。特に被災地域及び隣接地域のクラブや地区並びに複合地区との連携には十分な配慮をすること。

第 23 条【支 援】

被災地への支援はすべて現地の要請を優先するとともに、必要な時に必要な支援を実現する。

2.支援要請はすべて被災地支援本部で精査し、被災地域及び隣接地域のクラブや地区並びに複合地区などと連携して支援を行う。

ii 支 援 金 及 び 物 資

第 24 条【支援金口座】

社団の理事長は、社団名義の災害被災者等支援金専用口座を開設する。

2.被災地支援本部長は被災現地ガバナー又はクラブ会長と連携して被災地支援金受入口座を即座に開設する。

第 25 条【口座管理】

災害被災者支援金等口座の管理は社団の理事長及びアラート委員長が行い、監査は社団の監事が決算時に行う。

2.被災地支援金受入口座の管理は被災地支援本部長及び被災現地ガバナー又はクラブ会長が行い、口座管理者は災害収束時に報告書を作成して社団の理事会へ報告する。

第 26 条【支援金の原資】

災害被災者等支援金口座の原資は、現在社団の管理するアラート支援金（2019－2020 年度台風 15 号・19 号被害及び 2020－2021 年度九州豪雨被害の支援金）口座の余剰残金（※社団理事会及び拠出した複合地区並びに準地区の承諾を要する）及び災害発生時に複合地区及び準地区を通じてクラブへの被災者等支援金要請して得た支援金とする。

第 27 条【支援金要請】

災害等発生時の支援金の要請は、いかなる場合もアラート委員長が理事長の承認後に、**理事長とアラート委員長連名で**、8 複合地区ガバナー協議会議長を通じて各準地区よりクラブへ任意である旨を明記し書面をもって要請する。

2. 要請に際しては、災害の概要及び支援の予定規模並びに現地よりの支援要請について明記した支援計画概要書面を添付する。

第 28 条【支援金の使途】

災害被災地域の要請に応じた支援金及び物資の購入資金

2. 物資の輸送に係る費用及び振込手数料等の雑費
3. 被災状況調査及び支援受入準備のための経費
4. 災害ボランティアを助成する物資及び車両などのリース費用等の資金
5. その他被災地支援本部が認める経費

第 29 条【被災者等見舞金等】

被災者等見舞金については義援金に該当するため、支援金を要請する際に義援金として一定の割合を明記した場合に限り、その割合相当額を見舞金等として拠出できる。

【 第 3 章 】

i そ の 他

第 30 条【改正及び廃止】

本規則の改正及び廃止は社団の社員総会の承認を要する。

第 31 条【発 効】

本規則の発効は社団の社員総会での承認をもって即時発効する。

2020 年 11 月 27 日

一般社団法人日本ライオンズ・アラート委員会
委員長 森川明治郎